

事業系ごみについて

事業系ごみとは

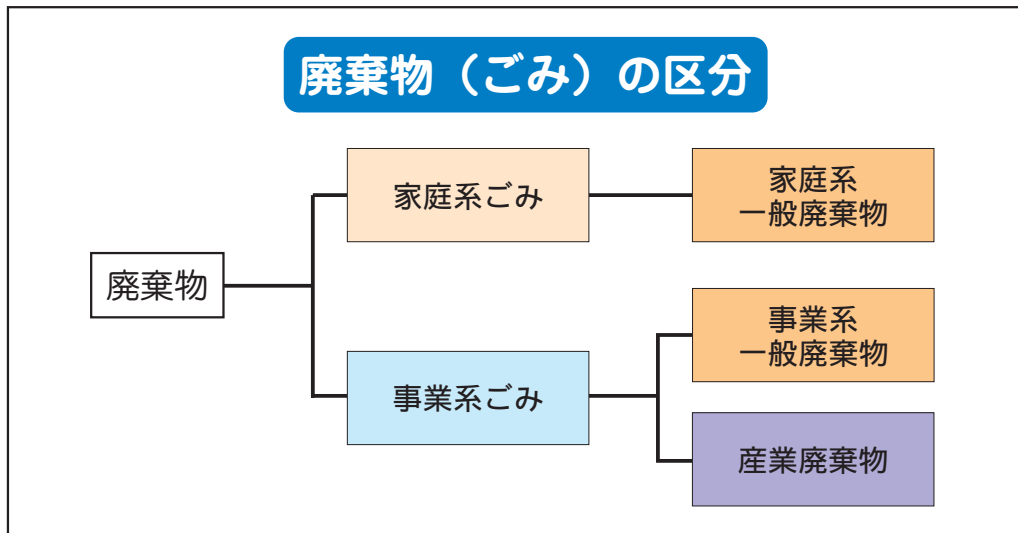
お店や事業所などの事業活動から出るごみです。

事業活動とは

工場、事務所、商店、飲食店、農業、漁業などの営利を目的としたものだけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、教育施設、NPO法人、宗教法人なども該当します。

処理責任について

事業活動から出るごみは、事業者自身が自らの責任において適正に処理することが義務付けられています。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条）



- 家庭系一般廃棄物……市に処理責任があります。
- 事業系一般廃棄物……事業系ごみのうち法で定められた20種類以外の廃棄物
事業者に処理責任があります。
- 産業廃棄物……事業系ごみのうち法で定められた20種類の廃棄物
事業者に処理責任があります。

産業廃棄物は市では処理できません

事業系一般廃棄物の 処理方法

以下の2つの方法があります。

- ①自ら市の処理施設（環境センター）に搬入する。
- ②許可を持った一般廃棄物収集運搬業者と契約を結び、処理を委託する。（P.18に掲載しています）

事業系ごみを家庭ごみのごみ出し場所（ステーション）などに捨てた場合は不法投棄にあたります。

のごみ出し
燃やすごみ
燃やさない
かびん
類
ペットボトル
紙類
粗大ごみ
環境美化
環境センター
事業系ごみ
許可業者
市では処理
できないもの
災害ごみ
感染症対策
分別品目
回収拠点
MAP